

長 期 給 付 （ 年 金 ）

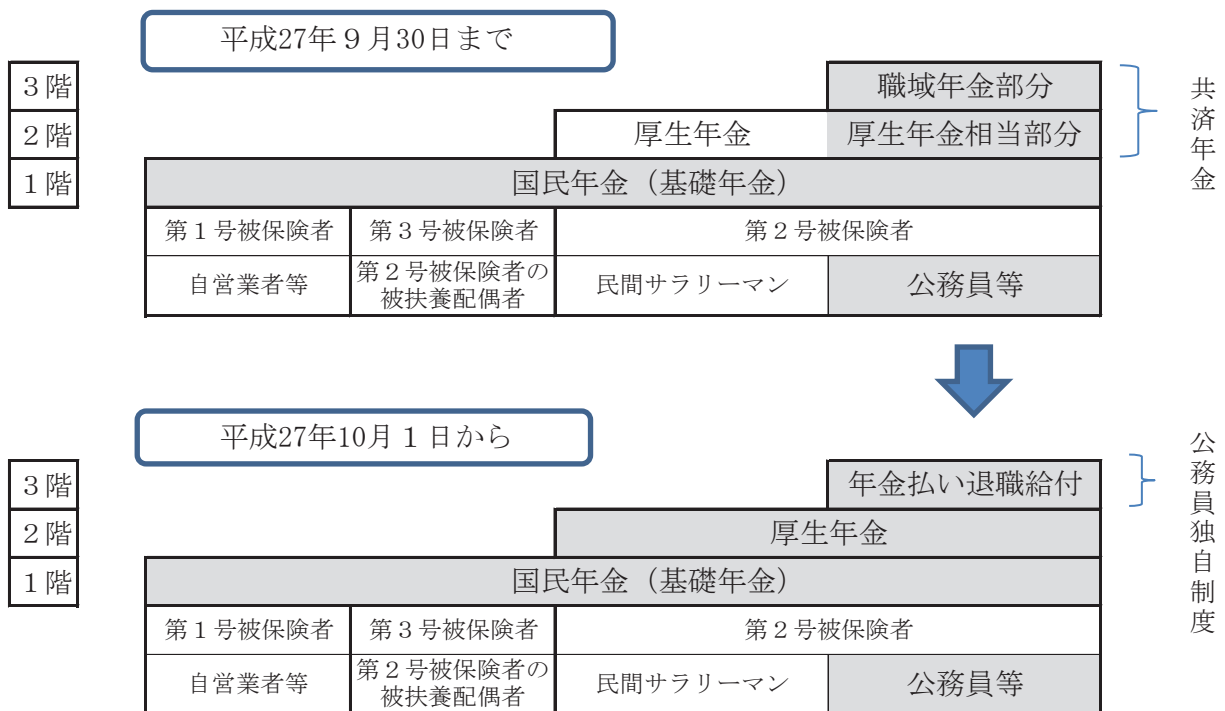
I 公的年金制度について

公的年金制度とは、国の法律により定められ、その加入が強制的に義務付けられている年金制度のことです。

公的年金制度は、すべての国民に共通する国民年金（基礎年金）と、国民年金に上乗せる厚生年金という2階建ての年金給付の仕組みをとっています。

厚生年金（2階部分）の被保険者（加入者）は公務員または厚生年金保険が適用されている事業所に勤めるサラリーマン等で、給料から控除されている厚生年金保険料等（掛金）により国民年金と厚生年金の2つの年金制度に加入していることになります。

平成27年10月1日からの被用者年金制度の一元化に伴い、公務員等も厚生年金に加入することになり、共済年金の職域部分（3階部分）が廃止となり、新たな年金として「年金払い退職給付」が地方公務員等の退職給付の一部として設けられました。



厚生年金の被保険者（加入者）は勤務の形態により、「一般・国共済・地共済・私学共済」の4とおりに区分され、実施機関も異なります。

年金決定時には、区分ごとにそれぞれの期間について厚生年金を決定します。

被保険者の種別	対象者	実施機関
一般厚生年金保険者	民間会社員	日本年金機構
国共済厚生年金保険者	国家公務員	国家公務員共済組合
地共済厚生年金保険者	地方公務員	地方公務員共済組合
私学共済厚生年金保険者	私立学校の教職員	日本私立学校振興・共済事業団

Ⅱ 年金の種類と給付について

年金の給付の種類は「老齢給付」、「障害給付」、「遺族給付」の3つがあります。

1 老齢給付

(1) 特別支給の老齢厚生年金（64歳まで）

特別支給の老齢厚生年金は、次の要件をすべて満たしているときに支給開始年齢から65歳になるまでの間、受給できます。

① 受給要件

- ア 支給開始年齢以上であること。
- イ 厚生年金被保険者期間が1年以上であること。
- ウ 受給資格期間が10年以上あること。

②支給開始年齢 次頁《参考》のとおり

(2) 老齢厚生年金（65歳から）

老齢厚生年金は、次の要件をすべて満たしているときに65歳から受給できます。

①受給要件

- ア 65歳以上であること。
- イ 厚生年金被保険者期間があること。
- ウ 受給資格期間が10年以上あること。

(3) 退職年金（年金払い退職給付）

退職年金は、次の要件をすべて満たしているときに65歳から受給できます。

給付の半分は有期年金、半分は終身年金として65歳から支給されます。

有期年金の支給期間は10年または20年のいずれかの選択となり一時金として受給することも可能です。

①受給要件

- ア 65歳以上であること。
- イ 退職していること。
- ウ 1年以上引き続く組合員期間を有すること。

（注）平成27年10月1日以降の組合員期間または平成27年10月1日をまたいで引き続く組合員期間が対象となります。ただし、年金額は平成27年10月1日以降の組合員期間で計算します。

(4) 老齢基礎年金

65歳からは、老齢厚生年金に加えて日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。

年金額は40年間（20～60歳）保険料を納付した場合816,000円（令和6年度）です。

（保険料の未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。）

《参考》

【老齢給付支給開始年齢】

	特別支給の老齢厚生年金					老齢厚生年金	
対象者の生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以降	
昭和28年4月2日 ～昭和30年4月1日		経過的職域加算額			経過的職域加算額 + 年金払い退職給付		
		老 齢 厚 生 年 金					
						老齢基礎年金 (日本年金機構から支給)	
昭和30年4月2日 ～昭和32年4月1日			経過的職域加算額		経過的職域加算額 + 年金払い退職給付		
			老 齢 厚 生 年 金				
						老齢基礎年金 (日本年金機構から支給)	
昭和32年4月2日 ～昭和34年4月1日		経過的職域加算額		→		経過的職域加算額 + 年金払い退職給付	
				老 齢 厚 生 年 金			
						老齢基礎年金 (日本年金機構から支給)	
昭和34年4月2日 ～昭和36年4月1日			経過的職域加算額		→		経過的職域加算額 + 年金払い退職給付
				老 齢 厚 生 年 金			
						老齢基礎年金 (日本年金機構から支給)	
昭和36年4月2日 以降						経過的職域加算額 + 年金払い退職給付	
						老 齢 厚 生 年 金	
						老齢基礎年金 (日本年金機構から支給)	

○ 年金見込額の確認方法

ア 「老齢厚生年金」「経過的職域加算額」「老齢基礎年金」の見込額

【ねんきん定期便】

年金加入履歴や年金見込額を確認することができます。

毎年1回、誕生月に発送されます。退職後、他の公的年金制度に加入した方は、加入機関より発送され、定年退職等により他の公的年金制度への加入がない方は、公立学校共済組合より発送されます。

イ 「年金払い退職給付」の見込額

【年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書】

年金払い退職給付の加入期間や見込額を確認することができます。

毎年7月下旬に発送されます。退職後は、退職時と節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）の翌年度に発送されます。

ウ 「公務員期間の老齢厚生年金」「経過的職域加算額」「年金払い退職給付」の見込額

【地共済年金情報Webサイト】

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>

上記のサイトより、年金受給権発生までの間、公務員期間の年金見込額や年金払い退職給付の見込額を確認することができます。

2 障害給付

(1) 障害厚生年金

「障害厚生年金」とは、組合員が病気やケガにより、日常生活に支障をきたすような障害状態（障害等級1級～3級）になった場合に、組合員からの請求により受給できる年金です。

※平成27年10月の一元化に伴い、在職中であっても障害年金が支給されるようになりましたが、経過的職域加算（職域部分）は支給停止となります。

障害厚生年金を受給するには以下の3つの要件を満たしている必要があります。

ア 「初診日」において組合員であること

○初診日とは

その傷病について初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

イ 「障害認定日」に「障害等級」の1級から3級に該当する障害状態にあること

○障害認定日とは

原則として、初診日から1年6月を経過した日をいいます。

○障害等級とは

共済組合が認定する等級であり、身体障害者手帳の等級とは異なります。

日常生活や就労について制限を受ける状態に至ったもので、病気やケガの程度により1級から3級に分かれます。

ご自身の、傷病が障害等級の1級から3級に該当する可能性があるかどうかは、主治医の先生にご相談ください。

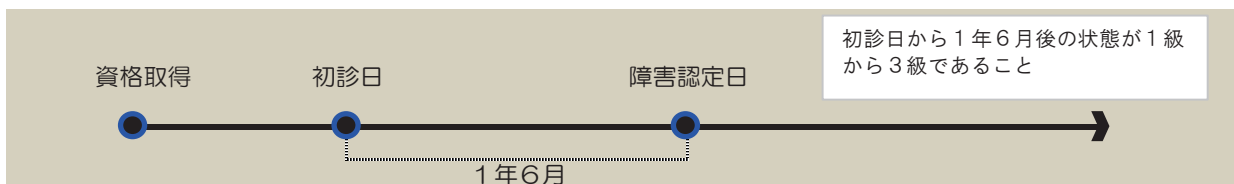
ウ 「保険料の納付要件」について以下のいずれかを満たしていること

○初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、その期間の3分の2以上について、保険料が納付または免除されていること。

○初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。

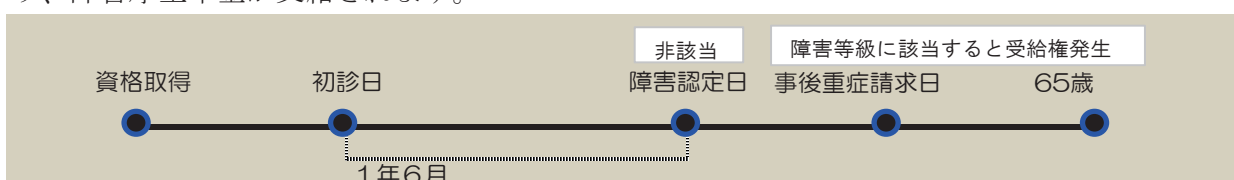
○認定日請求

組合期間中に初診日のある傷病について、障害認定日の障害状態が、障害等級の1級から3級に該当する場合に請求することができます。



○事後重症請求

障害認定日時点では障害等級の1級から3級に該当していなくても、その後65歳に達する日の前日までに以下の要件を満たすことになったときは、当該期間内に請求することにより、障害厚生年金が支給されます。



【特例症例】

障害認定日は初診日から1年6月を経過した日となりますが、以下の特例症例についてはそれぞれ定められた日が障害認定日となります。ただし、その日が初診日から1年6月を経過している場合は、1年6月経過日が認定日となります。

種 別	症 例	障害認定日
聴覚等	喉頭全摘出	喉頭全摘出日
肢体	人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日
	切断又は離断による肢体の障害	切断又は離断日
	脳血管障害による機能障害 ※回復が望めない場合	初診日から6月経過した日以後
呼吸	在宅酸素療法	開始日（常時使用の場合）
循環器（心臓）	人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）	装着日
	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日又は装着日
	CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）	装着日
	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管を挿入置換	挿入置換日
腎臓	人工透析療法	透析開始日から3月経過日
他	人工肛門造設、尿路変更術	造設日又は手術日から6月経過日
	新膀胱造設	造設日
	遷延性植物状態	状態に至った日から3月経過した日以後

（2）公務障害年金（年金払い退職給付）

公務による傷病により障害の状態になった方に、障害厚生年金と年金払い退職給付が併せて障害の状態である間支給されます。

※公務障害年金を請求するには、地方公務員災害補償基金にて公務災害の認定をうける必要があります。

※通勤災害や公務外による場合は、給付の対象になりません。

（3）障害基礎年金

障害等級が1級または2級の状態にある場合は、障害基礎年金も併せて受給できる場合があります。（日本年金機構から支給されます。）

（令和6年度）

1級・・・1,020,000円 ＋ 子の加算額※

2級・・・816,000円 ＋ 子の加算額※

子の加算額

・子の加算額（1、2人目の子）・・・1人につき234,800円

・子の加算額（3人目以降の子）・・・1人につき78,300円

※子の加算額はその方に生計を維持されている子がいるときに加算されます。

（4）障害手当金

障害厚生年金を請求した結果、障害等級1級～3級に該当せず、障害厚生年金を受けるより軽い障害程度にある方に支給される場合があります。

※ 傷病手当金を受給している方、またはこれから申請される方が、老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金のいずれかの支給を受ける事となった時（過去に遡って請求する場合を含む）は、傷病手当金の一部返納等が発生します。

○障害の程度が変わったとき

- ① 障害の程度が、障害厚生年金を受けている間に重くなったり軽くなったりしたときは、受給者が提出する障害状態確認届等または受給者の請求により、年金額が改定されます。
- ② 障害が軽くなり、障害等級にあてはまらなくなったときは、支給が停止されます。また3級にあてはまらないまま65歳になると（65歳になったときに障害等級にあてはまらなくなつてから3年を経過していないときは3年を経過したとき）、障害厚生年金を受ける権利がなくなります。

○主な症例

種 別	症 例
眼	白内障、緑内障、ブドウ膜炎、眼球萎縮、癒着性角膜白斑、網膜脈絡膜萎縮、網膜色素変性症、糖尿病性網膜症等
聴 力	メニエール病、感音性難聴、突発性難聴、頭部外傷又は音響外傷による内耳障害、薬物中毒による内耳障害等
鼻 腔	外傷性鼻科疾患等
口腔・そしゃく・言語障害	咽頭摘出術後後遺症、上下顎欠損等
肢 体 の 障 害	上肢・下肢の離断又は切断障害・外傷性運動障害、脳卒中、脳軟化症、重症筋無力症、関節リウマチ、ビュルガー症、脊髄損傷、進行性筋ジストロフィー等
精 神 障 害	老年及び初老期認知症、その他の老年性精神病、脳動脈硬化症に伴う精神病、アルコール精神病、頭蓋内感染に伴う精神病、統合失調症、双極性障害（躁うつ病）、てんかん性精神病、高次脳機能障害、その他詳細不明の精神病等
呼 吸 器 疾 患	肺結核、じん肺、気管支喘息、慢性気管支炎、膿胸、肺線維症等
心 疾 患	慢性心包炎、リウマチ性心包炎、慢性虚血性心疾患、冠動脈硬化症、狭心症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、心筋梗塞等
高 血 圧	悪性高血圧、高血圧性心疾患、高血圧性腎疾患（ただし、脳溢血による運動障害は除く）等
腎 疾 患	慢性腎炎、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全等
肝 疾 患	肝硬変、多発性肝膿瘍、肝癌等
糖 尿 病	糖尿病、糖尿病性と明示されたすべての合併症
そ の 他	悪性新生物など及びその他の疾患

3 遺族給付

(1) 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、組合員又は組合員であった方が、次のいずれかの要件に該当するときにその遺族が受給できる年金です。

①受給要件

- ア 厚生年金被保険者期間（在職中）にお亡くなりになられたとき。
- イ 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前にお亡くなりになられたとき。
- ウ 障害の等級が1級または2級に該当する障害厚生（共済）年金等の受給権者が、お亡くなりになられたとき。
- エ 受給資格期間が25年以上ある方が、お亡くなりになられたとき。

○遺族

遺族厚生年金を受給できる遺族とは、組合員又は組合員であった方が死亡したときに、その方によって生計を維持していた方（注1）をいい、受給する順位が決まっています。

順位	遺 族				
1	配偶者	妻	子がいる（※）	妻が優先的に受給します。日本年金機構から遺族基礎年金も併せて支給されます。	
			子がいらない（※）	30歳未満	5年間の有期給付です。
				30歳以上	40～65歳未満の方は共済組合から中高齢寡婦加算が上乘せされます。
		夫 （子がいる場合、夫が優先的に受給します）		組合員又は組合員であった方の死亡時、55歳以上の方に限られます。支給開始年齢は60歳からとなります。ただし、遺族基礎年金の受給権がある夫には60歳前から支給されます。	
	子		（※）18歳に達する日の属する年度の末日までの間にあって、未婚の方。または、20歳未満で障害等級1級もしくは2級にある方のうち未婚の方に限られます。また、組合員又は組合員であった方の死亡時、胎児であった子を含みます。		
2	父母		組合員又は組合員であった方の死亡時、55歳以上の方に限られます。支給開始は60歳からとなります。		
3	孫		18歳に達する日の属する年度の末日までの間にあって、未婚の方。または、20歳未満で障害等級1級もしくは2級にある方のうち未婚の方に限られます。		
4	祖父母		組合員又は組合員であった方の死亡時、55歳以上の方に限られます。支給開始年齢は60歳からとなります。		

（注1）生計を維持していた方とは、組合員または組合員であった方の死亡時、その方と生計を共にして年収850万円（所得は655.5万円）未満の方をいいます。

夫および妻には内縁関係にある方を含みます。

(2) 公務遺族年金（年金払い退職給付）

公務による傷病により亡くなられた場合で、遺族の方がいるときに遺族厚生年金と年金払い退職給付が併せて支給されます。

※公務遺族年金を請求するには、地方公務員災害補償基金にて公務災害の認定をうける必要があります。

※通勤災害や公務外による場合は、給付の対象になりません。

(3) 遺族一時金（年金払い退職給付）

平成27年10月以後の組合員期間を有し、かつ1年以上の組合員期間を有する者が亡くなられた場合に、死亡時の年金払い退職給付の有期年金部分が遺族一時金として支給されます。

(4) 遺族基礎年金

遺族に該当する方が「配偶者と子」または「子」の場合は、遺族基礎年金も併せて受給できる場合があります。（日本年金機構から支給されます。）

遺族基礎年金の年金額は、定額と子の加算額の合計額です。（令和6年度）

- ・基本額・・・816,000円
- ・子の加算額（1、2人目の子）・・・1人につき234,800円
- ・子の加算額（3人目以降の子）・・・1人につき78,300円

Ⅲ 年金に関する留意点

1 年金請求の時効

年金給付を受ける権利（基本権）は、権利が発生してから5年経過した時は、時効により消滅します。受給権を取得しても、請求を行わない場合は給付を受けられませんのでご注意ください。

2 在職中に受給権が発生した場合の老齢給付の支給停止

在職中に老齢給付の受給権が発生した年金受給者は、賃金と年金の合計額が一定の基準を超えると支給停止を行うことになっています。

【支給停止額】

$$\text{支給停止額} = (\text{収入月額} \times 50 \text{万円}) \times 1/2$$

※収入月額＝賃金月額（標準報酬月額＋過去1年間のボーナスの1/12）＋年金月額（経過的職域加算額及び加給年金額を除く。）

例：賃金月額（36万円）、年金月額（16万円）の厚生年金加入者の場合

$$\text{支給停止額} = (36 \text{万円} + 16 \text{万円} - 50 \text{万円}) \times 1/2 = 1 \text{万円}$$

年金月額（16万円）のうち1万円が支給停止となり、15万円が支給されます。

○年金受給者が再就職した場合

年金受給者が再度、公的年金制度に加入した場合についても、支給停止が行われます。年金受給者が新たに、当共済組合の資格を取得する場合は届出が必要となりますので、年金担当までご連絡ください。

3 雇用保険の給付と調整

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給者の方がハローワークより、雇用保険の基本手当を受給すると、その額にかかわらず、その間の老齢厚生年金の全部または一部（経過的加算額以外の額）が支給停止となります。

雇用保険の基本手当を受ける前に「基本手当」の額を試算し、老齢厚生年金の額と比較し、有利な方を選択してください。基本手当を受けることとなった場合は、公立学校共済組合へ届け出てください。

※公務員であった間は雇用保険の被保険者ではありませんが、公務員を退職後、再任用として勤務または民間会社等の雇用保険適用事業所に再就職した場合は、被保険者となり、失業給付の受給資格を満たして再退職した場合には雇用保険の給付対象となります。

4 併給調整

公的年金制度では、一人一年金が原則です。老齢や障害・遺族など給付事由の異なる年金の受給権がある場合には、選択する一つの年金が支給され、他の年金は停止されます。この選択については、いつでも将来に向かって変更すること（選択替え）ができます。

5 離婚時の年金分割制度

離婚時の年金分割制度とは、離婚等をした場合に、離婚する当事者それぞれの婚姻期間中における保険料納付記録（掛金の標準となった標準報酬月額および標準賞与額）を分割し、それぞれ自分の年金の基礎期間に算入することができる制度です。

※保険料納付記録を分割するものであり、「年金額」を分割するものではありません。

分割方法には、「合意分割」と「3号分割」の2種類あります。

	合意分割制度 平成19年4月施行	3号分割制度 平成20年4月施行
対象となる離婚	・平成19年4月1日以後に成立した離婚	・平成20年4月1日以後に成立した離婚
対象となる期間	・婚姻期間（平成19年4月1日以前の期間含む）	・平成20年4月1日以後の第3号被保険者期間
分割の割合	・上限50% 当事者間の合意又は裁判手続きにより 按分割合を定める	・2分の1（一律） 組合員の同意不要
分割の請求者	・当事者の一方	・第3号被保険者
請求期限	離婚等をした日の翌日から起算して <u>2年以内</u>	

6 退職後の年金加入について

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律にて義務づけられています。退職後は以下のとおりとなります。

		組合員	被扶養配偶者 (60歳未満)
退職	60歳以上の退職者	国民年金 (第1号被保険者)	国民年金 (第1号被保険者)
	早期・自己都合		
民間企業等に再就職 ・短時間勤務採用		厚生年金（日本年金機構） (第2号被保険者)	国民年金 (第3号被保険者)
被扶養配偶者		国民年金 (第3号被保険者)	厚生年金（日本年金機構） (第2号被保険者)

※フルタイム再任用で再就職した場合は、引続き公立学校共済組合の組合員として厚生年金に加入することになります。

第1号被保険者となる場合は、お住まいの市町村役場へお尋ねください。

第2号被保険者となる場合は、再就職先の年金担当者にお尋ねください。

第3号被保険者となる場合は、配偶者の勤務先の年金担当者にお尋ねください。

Ⅳ 年金等（長期給付）に関する手続き一覧

年金等（長期給付）に関する手続きは以下の書類を所属所を通じて、提出する必要があります。

事 由		提 出 書 類
資格取得時	新規採用	●一般組合員 ○ 年金加入期間等報告書 P225
	他の共済組合から転入 (公立学校共済組合他支部からの転入も含む。)	●一般組合員 ○ 組合員転入届書 P228 ○ 初めて公立学校共済組合の資格取得する場合は年金加入期間等報告書も併せて提出。 ※他の共済組合からの年金を受給している又は受給する権利を有している再就職者は下記も併せて提出。 ○再就職届書 ○年金証書の原本
年金請求時①	特別支給の 老齢厚生年金の請求	《所属所で用意する書類》 ○ 年金請求書の提出について (進達) P230 ○ 請求時の履歴書 ※1 ○ 雇用保険者証の写し (フルタイム再任用のみ) 《組合員で用意する書類》 ○ 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付) ○ 請求者の通帳またはキャッシュカードのコピー ○ 個人番号がわかる書類 ※2 ○ 加給年金対象者がいる場合 ①戸籍謄本 ②配偶者の基礎年金番号がわかる書類のコピー ③世帯全員の住民票★ ④加給年金対象者の所得証明書または課税証明書★
	65歳の 老齢厚生年金の請求 (在職中の組合員が65歳に達しますと所属所あてに請求書類を送付します。)	《所属所で用意する書類》 ○ 年金請求書の提出について (進達) P230 ○ 請求時の履歴書 ※1 ○ 雇用保険者証の写し (フルタイム再任用のみ) 《組合員で用意する書類》 ○ 年金請求書 (老齢厚生年金) ○ 国民年金老齢基礎年金請求書 (該当者のみ) ○ 老齢基礎年金受給方法の確認書 (該当者のみ) ○ 加給年金対象者がいる場合 ①戸籍謄本 ②配偶者の基礎年金番号がわかる書類のコピー ③世帯全員の住民票 ④加給年金対象者の所得証明書または課税証明書

年金請求時②	障害厚生年金の請求 (該当者がいる場合は年金担当までご連絡ください。初診日、症状を確認のうえ請求書類を所属所あてに送付します。)	《所属所で用意する書類》 ○ 年金請求書の提出について (進達) P230 ○ 請求時の履歴書 ※1 ○ 雇用保険者証の写し (フルタイム再任用のみ) 《組合員で用意する書類》 ○ 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険障害給付) ○ 戸籍謄本 ○ 請求者の通帳またはキャッシュカードのコピー ○ 個人番号がわかる書類 ※2 ○ 診断書 ○ 病歴・就労状況等申立書 ○ 障害給付事由確認書 ○ 受診状況等証明書
	遺族厚生年金の請求 (遺族の該当者がいる場合は年金担当までご連絡ください。請求書類を所属所あてに送付します。)	《所属所で用意する書類》 ○ 年金請求書の提出について (進達) P230 ○ 請求時の履歴書 ※1 ○ 雇用保険者証の写し (フルタイム再任用のみ) 《組合員で用意する書類》 ○ 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険遺族給付) ○ 戸籍謄本 ○ 請求者の通帳またはキャッシュカードのコピー ○ 請求者の基礎年金番号がわかる書類のコピー ○ 請求者の年金証書等のコピー ○ 死亡診断書のコピー ○ 個人番号がわかる書類 ※2 ○ 世帯全員の住民票★ ○ 亡くなられた方の住民票 (除票) ○ 請求者の所得証明書または課税証明書★

※1 所属所保管の履歴書を複写(A4版に縮小)し、所属所長の原本証明。(市町村費職員は、各市町村長もしくは、市町村教育長が証明する履歴書)

※2 個人番号がわかる書類についてア、イいずれかの書類を添付

ア. マイナンバーカードの両面コピー

イ. マイナンバーの記載のある住民票または、**通知**カード(注)のコピーおよび、身元確認のできる書類 (運転免許証等)

★ 請求書に個人番号を記入することで省略できます。

(注) 通知カードについては、氏名・住所等の記載事項に変更がない場合又は同日前までに変更手続きがとられており、同日以後変更を行うべき事由が発生してない場合に限り利用可能

事 由		提 出 書 類
種別 変更時		●短期組合員から一般組合員へ変更 ○ 年金加入期間等報告書 P225 ●一般組合員から短期組合員へ変更 長期給付が適用除外となるため、下記「資格喪失時」のお手続きが必要となります。
	資格喪失時	63歳以下で退職する方 定年退職後にフルタイム再任用となる方は退職届書の提出は必要ありません。 また、ショート再任用となる方は一般から短期へ変更となりますので報告書等の提出が必要となります。 ●一般組合員 ○ 退職届書の提出について（進達） P231 ○ 退職届書 P232 (退職者がいる場合は、手引きをコピーしてご利用ください。) ○ 退職日の記載のある履歴書 ※ 所属所保管の履歴書を複写(A4版に縮小)し、所属所長の原本証明。 (市町村費職員は、各市町村長もしくは、市町村教育委員長が証明する履歴書) ●一般組合員から短期組合員へ変更 ○ 年金待機者報告書 P236 ○ 退職日の記載のある履歴書 ※ 所属所保管の履歴書を複写(A4版に縮小)し、所属所長の原本証明。 (市町村費職員は、各市町村長もしくは、市町村教育委員長が証明する履歴書)
	64歳以上で退職する方	●一般組合員 ●一般組合員から短期組合員へ変更 ※ 該当者がいる場合は年金担当までご連絡ください。 関係書類を送付いたします。
	他の共済組合へ転出 国家公務員共済組合、地方職員共済組合、市町村共済組合、公立学校共済組合の他支部へ引続き加入する方。	●一般組合員 ○ 組合員転出届書 P234 ○ 異動に関する記載のある履歴書 ※ <u>任命権者の証明が必須</u>となります。 県費職員の方は沖縄県教育長、市町村費職員の方は各市町村長もしくは、市町村教育長の証明となります。 <u>所属所長の証明ではありません</u>のでご注意ください。 ※ A4サイズに縮小した履歴書。